

平成22年6月29日  
号外第1号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 公営企業管理規程

- 秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程（7・公営企業課）……………1
- 秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（8・公営企業課）……………1

## 公営企業管理規程

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県公営企業管理規程第七号

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の育児休業等に関する規程（平成四年秋田県公営企業管理規程第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「。以下「法」という。」を削り、同条第三号及び第四号を削る。

#### 附 則

この規程は、平成二十二年六月三十日から施行する。

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年六月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

### 秋田県公営企業管理規程第八号

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成七年秋田県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員又は第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項及び次条を「次に掲げる職員が、第一号若しくは第二号に規定する子を養育するため又は第三号に規定する者（次条第四項）に改め、「のある職員が、当該子を養育するため又は当該要介護者」を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員
- 二 小学校に就学している子のある職員であつて知事が別に定める者
- 三 第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者のある職員

第七条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七条に規定する」及び「（公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務をいう。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 所属長は、三歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第三条から第五条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（公務のため臨時又は緊急の必要がある場合の勤務をいう。次項において同じ。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務については、この限りでない。

#### 附 則

この規程は、平成二十二年六月三十日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号